

宮古地区広域行政組合
循環型社会形成推進地域計画

宮古市
山田町
岩泉町
田野畑村
宮古地区広域行政組合

平成 24 年 12 月 1 日策定
平成 25 年 12 月 1 日変更
平成 26 年 12 月 1 日変更
平成 27 年 3 月 1 日変更
平成 27 年 11 月 1 日変更
平成 28 年 12 月 5 日変更

〈 目 次 〉

1	地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
(1)	対象地域	1
(2)	計画期間	1
(3)	基本的な方向	1
(4)	広域化の検討状況	2
2	循環型社会形成推進のための現状と目標	3
(1)	一般廃棄物等の処理の現状	3
(2)	生活排水の処理の現状	4
(3)	一般廃棄物処理等の目標	5
(4)	生活排水処理の目標	6
3	施策の内容	7
(1)	発生抑制、再使用の推進	7
(2)	処理体制	10
(3)	処理施設の整備	13
(4)	施設整備に関する計画支援事業	14
(5)	その他の施策	15
4	計画のフォローアップと事後評価	17

【添付書類】

様式 1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1

様式 2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2

様式 3 地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

参考資料様式 2 施設概要（熱回収施設系）

参考資料様式 4 施設概要（し尿処理施設系）

参考資料様式 6 長寿命化計画概要・計画支援概要

参考図

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町村名 : 宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村
面積 : 2,672.45km²
人口 : 91,551人 (平成23年10月1日現在)
対象要件 : 豪雪地域、山村地域、過疎地域

(内訳)

	宮古市	山田町	岩泉町	田野畑村	合計
面積 ^{※1}	1,259.89 km ²	263.45 km ²	992.92 km ²	156.19 km ²	2,672.45 km ²
人口 ^{※2}	58,893人	17,735人	11,040人	3,883人	91,551人

※1 国土地理院「平成22年全国都道府県市区町村別面積調」。岩泉町は境界の一部が未定のため参考値を採用。

※2 各市町村住民基本台帳(10/1現在)。外国人含まない。

(2) 計画期間

本計画は平成25年4月から平成30年3月までの5年間を計画期間とする。

また、計画は目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

本地域は、宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村の1市2町1村で構成され、東は太平洋、西は盛岡市、北は久慈市、南は釜石市に接している。また、本地域内には手つかずの自然が多数残っており、海岸国立公園や自然環境保全地域、県立自然公園等、貴重な自然を有する地域となっている。

このような、豊かな自然環境を有する本地域にとって、循環型社会形成の推進、低炭素社会の実現を目指すことは重要な課題である。

特に、廃棄物の処理に関して、本地域は排出されるごみの減量化や適正な処理・処分を進めている。なかでも、国の環境法及び循環型社会形成推進基本法の理念である、「発生抑制(リデュース: Reduce)」「再使用(リユース: Reuse)」「再生利用(リサイクル: Recycle)」の3Rを推進することで、より一層のごみ減量・資源化に取り組み、環境負荷の少ない循環型社会の構築を目指す。

なお、本計画では、本組合が平成24年3月に策定した「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、平成27年度までは、平成23年3月11日に発生した東日本大震災によって生じた被災状況の復旧・復興を最優先の課題とし、平成28年度以降は復旧・復興後の一般廃棄物の適正処理に努めるとともに老朽化が進行している一般廃棄物処理施設の延命化を図ることとする。

(4) 広域化の検討状況

岩手県ごみ処理広域化計画（平成 11 年 3 月策定）において、本組合は E ブロックに位置づけられている。

E ブロックは本組合を構成する市町村となっており、既にブロック内での広域化は完了している。焼却施設は宮古清掃センターのみであり、本組合では、施設の延命化を図りつつ、構成市町村との連携・協力体制をさらに進めていくこととする。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成 23 年度の一般廃棄物の排出、処理状況は、図 1 のとおりである。なお、図 1 に示す数値は、目標達成状況を確認する際に、災害廃棄物の影響か施策の効果か判定できないため、東日本大震災により生じた廃棄物量は含んでいない。

集団回収量を含めた総排出量は 31,420 トンであり、再生利用される「総資源化量」は 5,789 トン、リサイクル率（＝総資源化量／（計画処理量＋集団回収量））は 18.4%である。

中間処理による減量化は 22,265 トンであり、計画処理量に対し 75.2%が減量化されている。中間処理量のうち、焼却量は 24,404 トンである。

最終処分量は 11.4%にあたる 3,366 トンである。

余熱利用としては、燃焼ガスの熱を利用して温水を作り、施設内の暖房や給湯に使用している。

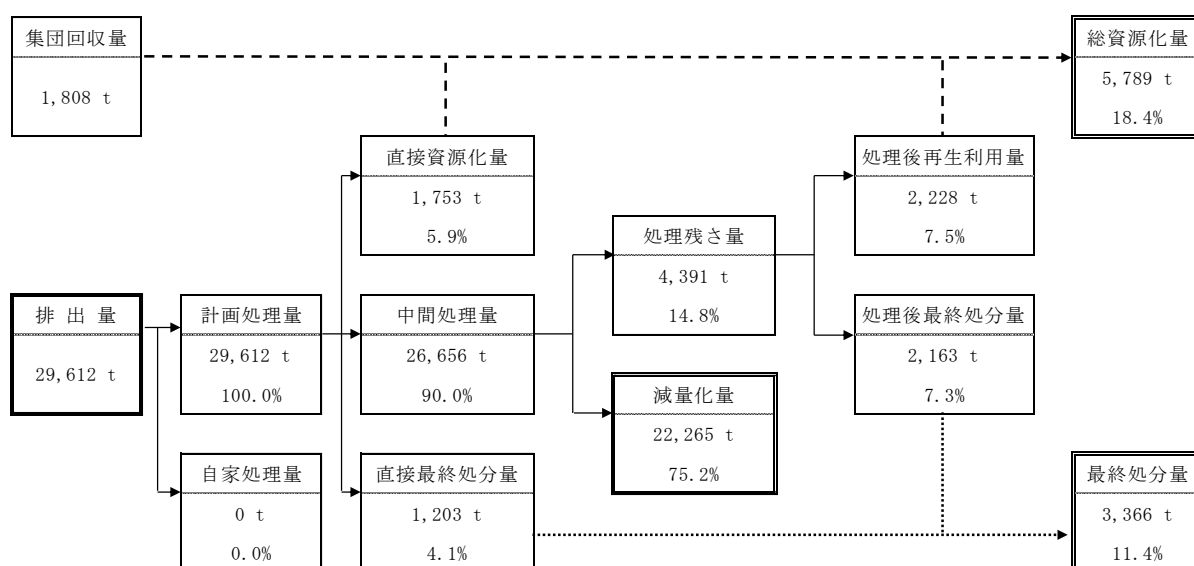


図 1 一般廃棄物の処理状況フロー（平成 23 年度）

表 1 一般廃棄物処理施設において処理・処分を行っているその他の廃棄物（平成 23 年度）

廃棄物の種類	排出事業者	処分の方法	中間処理量	最終処分量
下水汚泥・し渣	各施設管理者	焼却→埋立	3,831	276
し尿等汚泥・し渣	各施設管理者	焼却→埋立	1,915	138
発泡スチロール	承認済事業者	焼却→埋立	0.2	0
焼却灰（公衆浴場）	公衆浴場経営者	焼却→埋立	4	0
阻集器等回収油分	承認済事業者	焼却→埋立	7	1
施設発生可燃ごみ	行政組合	焼却→埋立	135	12
施設発生不燃ごみ	行政組合	埋立	—	51
震災ごみ	—	焼却→埋立	5,500	498
計			11,392	976

(2) 生活排水の処理の現状

平成 23 年度の生活排水の処理状況及びし尿・浄化槽汚泥等の排出量は図 2 のとおりである。

生活排水処理対象人口は、全体で 91,551 人であり、水洗化人口は 47,438 人、生活排水処理率は 51.8% である。

し尿発生量は 40,756k1/年、浄化槽汚泥発生量は、9,623 k1/年であり、処理・処分量（＝収集・運搬量）は 50,379k1/年で、発生量 の 100.0% である。

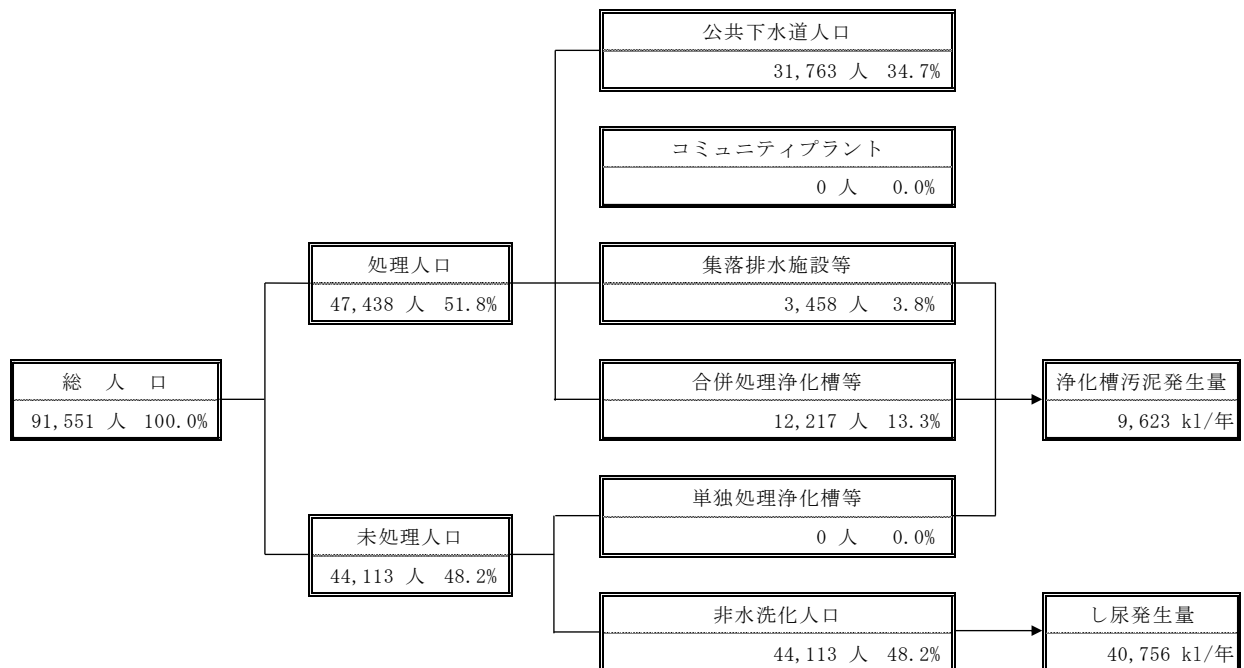


図 2 生活排水の処理状況フロー（平成 23 年度）

(3) 一般廃棄物処理等の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表2のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組むこととする。

また、平成30年度時の一般廃棄物の排出、処理状況を図3及び表3に示す。

表2 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現状 (割合 ^{※1}) (平成23年度)	目標 (割合 ^{※1}) (平成30年度)
排 出 量	事業系 総排出量	7,681 トン	7,541 トン (-1.8%)
	1事業所当たりの排出量 ^{※2}	1.48 トン/事業所	1.46 トン/事業所 (-1.4%)
	家庭系 総排出量	21,931 トン	19,052 トン (-13.1%)
	1人当たりの排出量 ^{※3}	201.8 k g /人	173.0 k g /人 (-14.3%)
合 計	事業系家庭系排出量合計	29,612 トン	26,593 トン (-10.2%)
再生利用量	直接資源化量	1,753 トン (5.9%)	1,740 トン (6.6%)
	総資源化量	5,789 トン (18.4%)	6,172 トン (21.5%)
熱 回 収 量	熱回収量 (年間の発電電力量)	- MWh	- MWh
減 量 化 量	中間処理による減量化量	22,265 トン (75.2%)	19,520 トン (73.4%)
最 終 処 分 量	埋立最終処分量	3,366 トン (11.4%)	2,986 トン (11.2%)

※1 排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合。ただし、総資源化量は、排出量と集団回収の合計に対する割合。

※2 (1事業所当たりの排出量) = { (事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量) } / (事業所数)

事業所数: H30=H23=H18とした。(宮古市:3,213事業所、山田町:932事業所、岩泉町:675事業所、田野畑村:204事業所) 出典:H18事業所・企業統計調査

※3 (1人当たりの排出量) = { 家庭系ごみの総排出量 - (家庭系ごみの資源ごみ量) } / (人口)

計画収集人口: H23: 91,551人 (宮古市:58,893人、山田町:17,735人、岩泉町:11,040人、田野畑村:3,883人)

H30: 88,775人 (宮古市:57,268人、山田町:17,215人、岩泉町:10,570人、田野畑村:3,722人)

《指標の定義》

排 出 量: 事業系ごみ、家庭系ごみを問わず、出されたごみの量 (集団回収されたごみを除く。) [単位: トン]

再生利用量: 集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和 [単位: トン]

熱 回 収 量: 熱回収施設において発電された年間の発電電力量 [単位: MWh]

減 量 化 量: 中間処理量と処理後の残さ量の差 [単位: トン]

最 終 処 分 量: 埋立処分された量 [単位: トン]

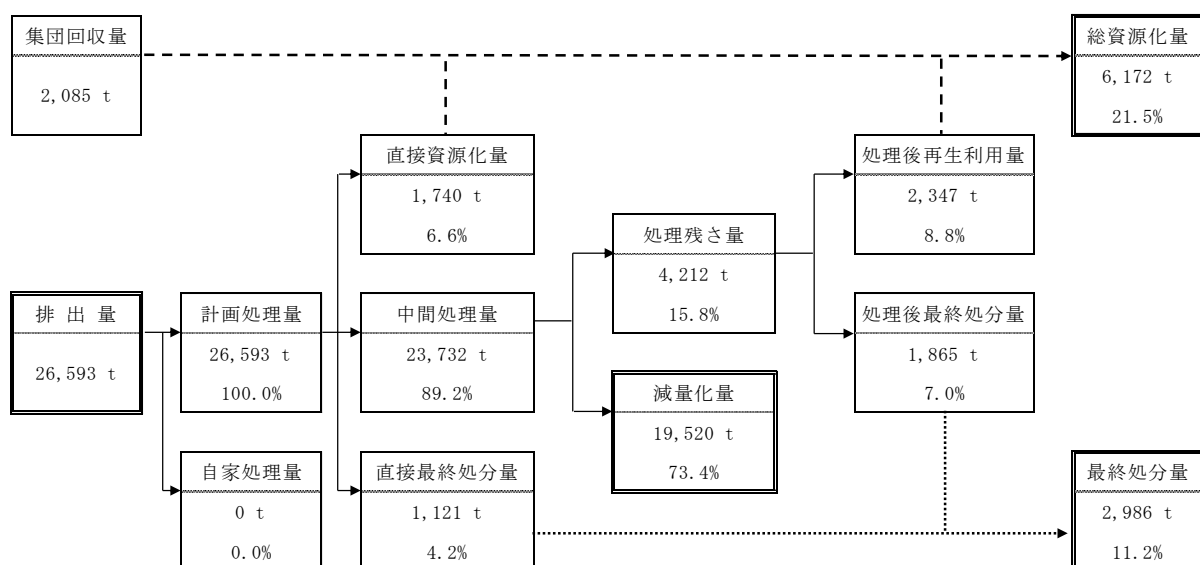


図3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー (平成30年度)

表3 一般廃棄物処理施設において処理・処分を行っているその他の廃棄物（平成30年度）

（単位：t）

廃棄物の種類	排出事業者	処分の方法	中間処理量	最終処分量
下水汚泥・し渣	各施設管理者	焼却→埋立	4,529	303
し尿等汚泥・し渣	各施設管理者	焼却→埋立	1,657	111
発泡スチロール	承認済事業者	焼却→埋立	0	0
焼却灰（公衆浴場）	公衆浴場経営者	焼却→埋立	5	0
阻集器等回収油分	承認済事業者	焼却→埋立	7	0
施設発生可燃ごみ	行政組合	焼却→埋立	105	9
施設発生不燃ごみ	行政組合	埋立	—	32
震災ごみ	—	—	—	—
計			6,303	455

（4）生活排水処理の目標

生活排水処理については表4に掲げる目標のとおり、合併処理浄化槽等の個別処理及び公共下水道等の集合処理施設の整備を計画的に進めていくものとする。

表4 生活排水処理に関する現状と目標

区分		平成23年度現状		平成30年度目標	
処理形態別人口	公共下水道	31,763 人	(34.7 %)	39,691 人	(44.7 %)
	コミュニティプラント	0 人	(0.0 %)	0 人	(0.0 %)
	集落排水施設等	3,458 人	(3.8 %)	3,256 人	(3.7 %)
	合併処理浄化槽	12,217 人	(13.3 %)	14,517 人	(16.3 %)
	未処理人口	44,113 人	(48.2 %)	31,311 人	(35.3 %)
合計		91,551 人	(100.00 %)	88,775 人	(100.0 %)
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	40,756	キロリットル	28,980	キロリットル
	浄化槽汚泥量	9,623	キロリットル	8,444	キロリットル
	合計	50,379	キロリットル	37,424	キロリットル

3 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

ア 家庭ごみの減量化・資源化

① 生ごみの減量化

生ごみの減量化を促進するため、構成市町村で実施している生ごみ処理機や生ごみ堆肥化容器を購入する世帯に対する購入費の補助を継続していく。

また、生ごみは、本地域における燃やせるごみの半分以上を占め、一般的に約 8 割が水分と言われていることから、平成 21 年度より構成市町村で実施している「ひと絞り運動」を継続実施し、今後も引き続き生ごみの減量を推進する。

② 分別の徹底

燃やせるごみの中には、資源化できるものがあるため、さらなる分別の徹底を呼びかけ、ごみの減量化・資源化を促進する。

③ 集団回収の推進

構成市町村で実施している集団回収事業を継続し、本事業を通じて地域コミュニティの形成に役立て、地域団体の育成を図るとともに、資源回収の促進を図る。また、集団回収への助成を継続実施していく。

④ 家庭系ごみの有料化の検討

平成 9 年 10 月 1 日（平成 16 年 7 月 1 日改定）から、一定量以上の直接持込みごみに対するごみ処理手数料徴収制度について、今後も必要に応じて見直しを検討すると共に、収集ごみについても排出量に対する負担の公平という観点から、必要に応じてごみ有料化の導入も検討する。

なお、検討にあたっては、構成市町村と連携を図り、県内外の動向を踏まえ行っていく。

⑤ 資源回収業者の確保

地域で回収された資源が、円滑に資源回収業者に引き渡されるよう、必要に応じて業者との連絡・調整を行う。

⑥ 再資源化収集品目の拡大

再資源化が可能で、ごみの減量に効果があるものについては、分別収集品目の拡大を検討する。

⑦ リユースの推進

再生品ストックヤードを活用し、粗大ごみからの再生利用可能な物の回収と住民への提供を行う。住民への周知を徹底し、リユースを推進する。

イ 事業系ごみの減量化・資源化

① 排出者責任の徹底

事業活動に伴い排出される廃棄物は、事業者が自らの責任において適正処理することが法律により義務づけられているため、事業者に対しては、排出者責任の徹底を周知する。

② 事業系ごみの適正処理の推進

事業系ごみが家庭系ごみへ混入している場合があるため、事業系ごみを適正に処理するよう構成市町村と連携し、監視・指導を徹底する。

また、施設での積載物の検査を引き続き実施する等、産業廃棄物の不適正な処理や受け入れ基準を満足しない搬入が行われないよう事業系ごみの適正処理を推進する。

③ 多量排出事業者への適正処理及び減量化指導

事業系ごみを多量に排出する事業者に対しては、ごみ減量化・資源化計画の作成を求め、同計画に基づき、構成市町村において実施状況を管理・指導することにより排出抑制を推進する。

④ 事業系ごみの排出抑制・資源化の推進

生ごみの減量に対し、病院・介護施設・ホテル・給食センター・小売業・飲食店等から排出される生ごみの減量化・資源化を促進するよう協力を呼びかける。また、過剰包装を自粛し、包装廃棄物の排出を抑制し、再生利用が可能なものは資源化を促進するよう協力を求める。

⑤ 適正な手数料の徴収

事業系ごみの処理・処分手数料は、今後も処理・処分原価と比較しながら必要に応じて見直しを行い、適正な処理・処分手数料を徴収する。

⑥ 公共施設における減量化の推進

公共施設は、他の事業所のモデルとなるべく、自ら率先して資源化、減量化に取り組む。

ウ 普及・啓発事業

① パートナーシップの形成

ごみ問題に関し、住民、事業者と連携、協働した取り組みを推進するため、廃棄物減量等推進審議会、減量等推進員制度の組織作りと推進体制を整備する。

② 住民・事業者への意識啓発及び情報提供

住民及び事業者に対し、ごみ問題への関心や3Rの推進によるライフスタイルの転換など、ごみの減量化・資源化への意識啓発や情報提供を実施する。

③ 買い物袋・買い物かご持参運動

環境省・経済産業省・3R活動推進フォーラム・各都道府県が連携して毎年実施されてい

る「環境にやさしい買い物キャンペーン」を通して、商品購入時におけるマイバッグ持参運動、詰め替え品、長い間使える製品、リサイクル可能な商品、リサイクル製品などの、環境にやさしい商品の購入等の 3R 行動の実践を呼びかけ、商品購入段階からのごみの排出抑制を推進する。

④ 環境教育・環境学習の推進

構成市町村においては、ごみに関する地域座談会、勉強会、ごみ処理施設等の見学会、リサイクル分別体験など、学校や地域ぐるみで考え、学び、実践する生涯学習としての取り組みを推進する。

また、環境学習の一環として、一般廃棄物処理施設等の見学の依頼にも積極的に対応する。

エ 生活排水対策

① 生活排水の適正処理の推進

東日本大震災からの復旧・復興期間中においては、仮設住宅から発生する浄化槽汚泥量が一時的に増加し、収集運搬の頻度も増加することが予測されることから、計画的な収集運搬の実施と受入体制等の検討を行い適正な処理を実施する。

また、復旧・復興後においては、公共下水道処理区域内にある未接続の住宅や事業所に対して、公共下水道処理への接続を推進し水洗化率の向上を目指す。

さらに、汲み取り世帯に対しては、合併処理浄化槽の設置、集落排水処理施設への接続を推進し生活排水処理率の向上を目指す。

② し尿及び浄化槽汚泥収集運搬計画

本地域のし尿及び浄化槽汚泥は、公共下水道への接続の推進などにより収集運搬量が減少すると予測されることから、関係法令に基づき、本組合及び構成市町村で協議しながら、適正な収集運搬体制見直しの検討を行う。

(2) 処理体制

ア 家庭系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

現在及び将来における処理体制は表5のとおりである。

分別は、可燃ごみ、粗大ごみ、不燃ごみ、資源物（ペットボトル、缶類、びん類、紙製容器包装、プラ製容器包装、白色トレイ、紙類、有害ごみ）となっている。

可燃ごみは宮古清掃センターの焼却施設にて焼却処理し、焼却残渣を一般廃棄物最終処分場にて埋立処分を行っている。

粗大ごみは、さらに可燃性粗大ごみと不燃性粗大ごみに分別され、可燃性粗大ごみは破碎後、可燃ごみと共に焼却処理している。

不燃性粗大ごみ及び不燃ごみは、手選別を行い、不燃残渣は一般廃棄物最終処分場において埋立処分、有価物は業者引渡しによりリサイクルを行っている。

また、資源物のうち、ペットボトル・缶類・びん類は、みやこ広域リサイクルセンターへ、紙製容器包装・プラ製容器包装・白色トレイは第2リサイクルセンターへ、紙類・有害ごみ・リターナブルびんは資源物保管庫においてそれぞれ選別、圧縮梱包処理された後に業者に引き渡している。処理過程において生じた可燃残渣は宮古清掃センターで焼却処理、不燃性残渣は一般廃棄物最終処分場で埋立処分している。

今後は、構成市町村と連携して分別の徹底を推進することで焼却残渣率や最終処分率の低減を目指し、よりいっそうの処理・処分量の削減に努める。さらに、平成24年度より供用開始した再生品ストックヤードを活用することで、粗大ごみのうち、再利用可能なものを住民に提供することで3R促進にも努める。

また、宮古清掃センターの基幹的設備改良工事を実施することで、同施設の延命化を図り、温室効果ガスの削減に努める。

イ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

事業系ごみは、自己処理責任の原則に則り、事業者による自己搬入及び収集運搬許可業者による搬入を認めており、可燃ごみは宮古清掃センターへ、不燃ごみは最終処分場へ、缶・ビン・ペットボトルについては宮古広域リサイクルセンターへそれぞれ搬入している。

今後も、適正な処理手数料の徴収、積載物の検査などを実施することによる、適正処理の推進に努めるとともに、多量にごみを排出する事業者に対してごみの減量化・資源化計画の作成を求めるなど、排出抑制にも努める。

表5 家庭ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現状（平成23年度）				
分別区分	処理方法	処理施設等		処理実績 (トン)
		一次処理	二次処理	
可燃ごみ	焼却	宮古清掃センター	一般廃棄物最終処分場	17,041
粗大ごみ	可燃性粗大ごみ			破碎・焼却
	不燃性粗大ごみ	手選別・埋立処分・業者引渡	20	
不燃ごみ		(手選別)	・不燃残渣 一般廃棄物最終処分場 ・有価物 業者引渡	1,056
資源物	ペットボトル	選別・圧縮梱包・業者引渡	みやこ広域 リサイクルセンター	192
	缶類			227
	びん類			742
	紙製容器包装	選別・圧縮梱包・業者引渡	第2リサイクルセンター	228
	プラ製容器包装			368
	白色トレイ			10
	紙類	保管・業者委託	資源物保管庫	・可燃残渣 宮古清掃センター ・不燃残渣 一般廃棄物最終処分場 ・有価物 業者引渡
有害ごみ	37			
リターナブルびん	67			



今後（平成30年度）				
分別区分	処理方法	処理施設等		処理見込 (トン)
		一次処理	二次処理	
可燃ごみ	焼却	宮古清掃センター	一般廃棄物最終処分場	14,113
粗大ごみ	可燃性粗大ごみ			破碎・焼却
		リサイクル	再生品ストックヤード	住民へ提供
	不燃性粗大ごみ	手選別・埋立処分・業者引渡	(手選別)	189
不燃ごみ			・不燃残渣 一般廃棄物最終処分場 ・有価物 業者引渡	694
資源物	ペットボトル	選別・圧縮梱包・業者引渡	みやこ広域 リサイクルセンター	195
	缶類			200
	びん類			823
	紙製容器包装	選別・圧縮梱包・業者引渡	第2リサイクルセンター	287
	プラ製容器包装			448
	白色トレイ			14
	紙類	保管・業者委託	資源物保管庫	・可燃残渣 宮古清掃センター ・不燃残渣 一般廃棄物最終処分場 ・有価物 業者引渡
有害ごみ	33			
リターナブルびん	62			

ウ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

現在、産業廃棄物である下水道汚泥、阻集器で回収された油分、廃発泡スチロール、焼却残灰等を宮古清掃センターにて併せ処理しており、今後もこれらの廃棄物の併せ処理を継続する。

エ 生活排水処理の現状と今後

し尿及び浄化槽汚泥の処理は、現在宮古衛生処理センター、第2衛生処理場及び予備貯留槽で実施しているが、宮古衛生処理センターは昭和63年に、第2衛生処理場は平成11年にそれぞれ供用開始し老朽化が進んでいる。さらに、生活排水処理率の上昇に伴い、し尿及び浄化槽汚泥量は減少傾向を示していることから、今後も安定して適正な処理を行うため、老朽化した施設に対し基幹的設備改良工事の実施と、現有施設の集約を実施する必要がある。

なお、生活排水の処理状況フローは前述図2のとおりであるが、今後は次のような施策を推進していく。

① 公共下水道

認可区域内の整備を行うとともに、各家庭からの管渠への接続を積極的に推進する。

② コミュニティプラント

コミュニティプラントの整備計画はない。

③ 農業・漁業集落排水施設

認可区域内の整備を行うとともに、各家庭からの管渠への接続を積極的に推進する。

④ 合併処理浄化槽

生活排水の安定した適正処理を促進することを目的に、公共下水道及び農業・漁業集落排水処理施設の処理対象区域以外の行政区域全体を対象に、小型合併処理浄化槽設置事業により、合併処理浄化槽の整備を進める。

非水洗化の家庭や単独処理浄化槽設置の家庭及び事業所については、合併処理浄化槽への転換を推進する。

⑤ 仮設住宅における生活排水処理について

東日本大震災の被災により現在仮設住宅における生活を余儀なく強いられている家庭においては、現在、全ての仮設住宅において合併処理浄化槽を中心に生活排水処理が実施されているが、平成27年度までには復旧・復興を完了するものとする。

オ 今後の処理体制の要点

- ◇現在可燃物を処理している宮古清掃センターに対し基幹的設備改良工事を実施し、施設の延命化を図り、温室効果ガスの削減を図る。
- ◇家庭系直接搬入ごみや事業系一般廃棄物は、今後も引き続き施設にて料金を徴収し、適正に処理する。
- ◇宮古清掃センターでは、今後も下水道汚泥、阻集器で回収された油分、廃発泡スチロール、焼却残灰等を併せ処理する。
- ◇生活排水処理に関しては老朽化しているし尿処理施設に対し基幹的設備改良工事を実施するとともに、集約化を実施し、安定かつ適正な処理の実施を図る。

(3) 処理施設の整備

ア 廃棄物処理施設

上記(2)を踏まえ、分別区分及び処理体制で処理を行うため、表6のとおり必要な施設整備を行う。

表6 整備予定の施設種類

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	焼却施設	ごみ焼却施設 基幹改良工事	186 t/日	宮古市小山田第2地割 110番地	H27-H28
2	し尿処理施設	し尿処理施設 基幹改良工事	193k1/日	宮古市千徳第14地割 121-5	H28-H29

※現有処理施設の位置関係及び概要を添付した。(添付-12)

(整備理由)

事業番号 1 宮古清掃センターの老朽化による機能低下に対処するため、長寿命化計画に基づき、効率的かつ効果的な施設の大規模改造、機器類の更新等を行う。

事業番号 2 し尿処理施設の老朽化による機能低下に対処することと、近年減少傾向にあるし尿・浄化槽汚泥に対し、安定かつ効率的な処理を行うため、施設の集約及び大規模改造、機器類の更新等を行う。

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3)の施設整備に先立ち、平成25年度より表7及び表8に示す計画支援事業を行う。

なお、基幹改良工事の事業者選定にあたっては、事業実績、技術提案の内容、工事期間中の施設運営及び事業実施に伴う効果・効率性などについて、総合的に判断できる手法を検討し事業者選定を行う必要がある。

表7 廃棄物処理施設における長寿命化策定支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	ごみ焼却施設基幹改良工事に係る長寿命化計画策定業務	長寿命化計画の策定	H25
32	し尿処理施設基幹改良工事に係る長寿命化計画策定業務	長寿命化計画の策定	H25

表8 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
33	ごみ焼却施設基幹改良工事に係る事業者選定アドバイザー業務	事業者選定支援	H25-H26
34	し尿処理施設基幹改良工事に係る事業者選定アドバイザー業務	事業者選定支援	H27

(5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア 災害廃棄物への対応（大規模災害を除く）

震災や風水害等の自然災害により、一時的に多量に排出されるごみの処理について、構成市町村と連携してその適正な処理を図る。

① 仮置場の確保・管理

・ 仮置場の確保

構成市町村では、被災地の生活環境を保全するため、災害廃棄物等の排出場所を確保する。本組合では、排出場所から搬出される災害廃棄物の一時保管や、分別などの作業を行うための場所の確保を図る。

・ 分別の徹底

災害廃棄物は分別排出を基本とし、混合して搬入されたごみも再選別等の分別を行い、再資源化を図る。

また、家電リサイクル法等の対象物は、関係法令に則り適正に処理する。

・ 処理困難物・危険物等

災害によって搬入された処理困難物・危険物等は適正に管理し、専門業者への委託等の検討を行い適正に処理する。

② 災害廃棄物の処理

・ 災害廃棄物の処理

分別を徹底したのち、再資源化できないものは焼却または埋立処分を行い適正に処理する。

・ 処理施設の確保等

ごみ処理施設が被災、または処理能力以上の災害廃棄物発生により処理が困難な場合には、「一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定」等により協力を要請するなど、処理ルート確保を図る。

また、本地域外で発生した災害で発生した災害廃棄物に対し、ごみ処理の要請があった場合には、適正な処理・処分が可能な範囲で協力するものとする。

イ 廃家電のリサイクルに関する普及啓発

家電のリサイクルについて、家電リサイクル法に基づく適切な回収、再商品化されるよう、構成市町村や関連団体、小売店などと協力して普及啓発を行う。

また、資源有効利用促進法に基づき、製造事業者等による回収及び再資源化が行われているものについても、さらに回収・再商品化が促進されるよう構成市町村と連携し、普及啓発を行う。

ウ 不法投棄防止の推進

2012年3月のテレビ完全デジタル化に伴い、不法投棄が増加する懸念があるため、岩手県、構成市町村、警察等と連携を強化し、不法投棄防止に向けてパトロールを強化するなど、監視体制の強化を図る。

また、岩手県市町村清掃協議会の施策に協力し、不法投棄防止対策を推進していく。

エ 在宅医療廃棄物

本地域においては、今後ますます高齢化社会となっていくことが予測されることから、関係機関と協議しながら、在宅医療廃棄物の適正処理方法を検討する。

オ 震災廃棄物の処理

東日本大震災に伴う大量の震災廃棄物の処理が必要となっており、岩手県の「岩手県災害廃棄物処理詳細計画」に則り、県、周辺市町村及び構成市町村と連携を図りながら適正に処理していく。

4 計画のフォローアップと事後評価

ア 計画のフォローアップ

本組合では、毎年計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて県、及び国と意見交換しつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

イ 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の確認を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

添 付 資 料

様式 1	循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1	添付-1～3
様式 2	循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2	添付-4
様式 3	地域の循環型社会形成推進のための施策一覧	添付-5
参考資料様式 2	施設概要（熱回収施設系）	添付-6
参考資料様式 4	施設概要（し尿処理施設系）	添付-7
参考資料様式 6	長寿命化計画概要・計画支援概要	添付-8～11

（その他参考資料として以下図を添付）

参考図①	人口・ごみ量・リサイクル率・生活排水処理人口の推移	添付-12
参考図②	対象地域	添付-13
参考図③	既存施設等の位置・概要	添付-14

様式1

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1

1 地域の概要

(1) 地域名	宮古地区広域行政組合	(2) 地域内人口	91,551 人	(3) 地域面積	2,672.45 km ²
(4) 構成市町村名	宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村	(5) 地域の要件	人口 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪 山村 半島 過疎 その他		
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	昭44年5月 陸中衛生処理組合設立 昭62年7月 宮古地区広域行政組合に組合名称変更				

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状（排出量に対する割合）					目標
		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成30年度
排 出 量	事業系 総排出量（トン）	8,794	8,262	8,164	8,071	7,681	7,541 (H23比 -1.8%)
	1事業所当たりの排出量（トン/事業所）	1.70	1.60	1.58	1.56	1.48	1.46 (H23比 -1.4%)
	家庭系 総排出量（トン）	25,929	25,919	22,353	22,593	21,931	19,052 (H23比 -13.1%)
	1人当たりの排出量（kg/人）	231.6	234.9	192.6	199.7	201.8	173.0 (H23比 -14.3%)
	合計 事業系家庭系排出量合計（トン）	34,723	34,181	30,517	30,664	29,612	26,593 (H23比 -10.2%)
再 生 利 用 量	直接資源化量（トン）	1,619 (4.7%)	1,723 (5.0%)	1,835 (6.0%)	1,721 (5.6%)	1,753 (5.9%)	1,740 (6.6%)
	総資源化量（トン）	5,792 (15.7%)	5,732 (15.8%)	6,514 (19.9%)	6,235 (19.0%)	5,789 (18.4%)	6,172 (21.5%)
熱 回 収 量	熱回収量（年間の発電電力量 MWh）	—	—	—	—	—	—
中間処理による減量化量	減量化量（中間処理前後の差 トン）	26,912 (77.5%)	26,367 (77.1%)	22,612 (74.1%)	23,135 (75.4%)	22,265 (75.2%)	19,520 (73.4%)
最 終 処 分 量	埋立最終処分量（トン）	4,186 (12.1%)	4,171 (12.2%)	3,574 (11.7%)	3,453 (11.3%)	3,366 (11.4%)	2,986 (11.2%)

※別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。（添付-12）

添付-1

様式 1

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	実施主体	現有施設の内容				更新、廃止、新設の内容					備考
		型式及び処理方式	補助の有無	処理能力または埋立容量	開始年月	更新、廃止予定年月	更新、廃止、新設理由	型式及び処理方式	竣工予定年月	処理能力(単位)	
宮古清掃センター (ごみ焼却施設)	組合	全連続燃焼式流動床焼却炉	有	186 t / 日	H6. 7	H29. 3	老朽化による機能低下に対処するため、施設の大規模改造、機器類の更新等を行う。	全連続燃焼式流動床式焼却炉	H29. 4	186 t / 日	
汚泥混焼施設	宮古市	圧送	有	43 m ³	H11. 3	—	—	—	—	—	
みやこ広域 リサイクルセンター	組合	選別・圧縮・梱包 (びん、缶、ペットボトル)	有	8 t / 5 h	H14. 3	—	—	—	—	—	
第2リサイクルセンター	組合	選別・圧縮・梱包 (紙製容器包装、プラ製容器包装、白色トレイ)	有	9 t / 5 h	H21. 3	—	—	—	—	—	
資源物保管庫	宮古市	保管 (新聞、雑誌、段ボール、紙パック、リターナブルびん)	無	敷地面積: 862. 19m ² 延床面積: 443. 42m ²	H14. 3	—	—	—	—	—	
再生品ストックヤード	組合		有	敷地面積: 2, 781. 10m ² 延床面積: 246. 12m ²	H24. 3	—	—	—	—	—	
一般廃棄物最終処分場	組合	セル&サンドイッチ方式	有	500, 600 m ³	S60. 3	—	—	—	—	—	
宮古衛生処理センター (し尿処理施設)	組合	標準脱窒素処理方式 + 高度処理設備	有	135 k l / 日 (一部193 k l / 日)	S63. 11	H30. 3	し尿処理施設の老朽化による機能低下に対処することと、近年減少傾向にあるし尿・浄化槽汚泥に対し、安定かつ効率的な処理を行うため、施設の集約及び大規模改造、機器類の更新等を行う。	標準脱窒素処理方式 + 高度処理設備	H30. 4	135 k l / 日	
第2衛生処理場 (し尿処理施設)	組合	標準脱窒素処理方式	有	58 k l / 日	H11. 3			標準脱窒素処理方式	H30. 4	58 k l / 日	
予備貯留槽 (し尿処理施設)	組合		有	500 m ³	H7. 9	—	—	—	—	500 m ³	

※計画地域内の施設の状況(現況、予定)を地図上に示したものを添付した。(添付-14)

様式 1

4 生活排水処理の現状と目標

(単位：人)

指 標・単 位	年 度	過去の状況・現状（排出量に対する割合）					目 標
		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成30年度
総 人 口		99,186	97,480	96,095	94,916	91,551	88,775
公 共 下 水 道	汚水衛生処理人口	29,337	30,606	31,666	32,540	31,763	39,691
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	29.6%	31.4%	33.0%	34.3%	34.7%	44.7%
コミュニティ・プラント	汚水衛生処理人口	0	0	0	0	0	0
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
集 落 排 水 施 設 等	汚水衛生処理人口	3,806	3,828	3,925	3,829	3,458	3,256
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	3.8%	3.9%	4.1%	4.0%	3.8%	3.7%
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口	11,379	11,396	11,603	12,060	12,217	14,517
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	11.5%	11.7%	12.1%	12.7%	13.3%	16.3%
未 処 理 人 口	汚水衛生未処理人口	54,664	51,650	48,901	46,487	44,113	31,311

※別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。（添付-12）

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2（平成25年度）

事業種別	事業番号 ※1	事業主体 名称 ※2	規模	事業期間 交付期間		総事業費（千円）					交付対象事業費（千円）					備考		
				単位	開始	終了	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度		平成 29年度	
○ ごみ処理に関する事業																		
ごみ焼却施設基幹改良工事	1	組合	186 t / 日	H27	H28	2,725,876	0	0	1,336,293	1,389,583	0	1,516,055	0	0	789,891	726,164	0	
○ し尿処理に関する事業																		
し尿処理施設基幹改良工事	2	組合	193 kl / 日	H28	H29	1,112,919	0	0	0	690,261	422,658	685,118	0	0	0	516,390	168,728	
○ 廃棄物処理施設における 長寿命化計画策定支援事業																		
ごみ焼却施設基幹改良工事に係る長 寿命化計画策定業務	31	組合	186 t / 日	H25	H25	7,000	7,000	0	0	0	0	7,000	7,000	0	0	0	0	
し尿処理施設基幹改良工事に 係る長寿命化計画策定業務	32	組合	193 kl / 日	H25	H25	6,000	6,000	0	0	0	0	6,000	6,000	0	0	0	0	
○ 施設整備に関する 計画支援事業																		
ごみ焼却施設基幹改良工事に係る事 業者選定アドバイザー業務	33	組合	186 t / 日	H25	H26	14,315	3,000	11,315	0	0	0	14,315	3,000	11,315	0	0	0	
し尿処理施設基幹改良工事に係る事 業者選定アドバイザー業務	34	組合	193 kl / 日	H27	H27	9,807	0	0	9,807	0	0	9,807	0	0	9,807	0	0	
合 計						3,875,917	16,000	11,315	1,346,100	2,079,844	422,658	2,238,295	16,000	11,315	799,698	1,242,554	168,728	

添付-4

※1 事業番号については、計画本文3（3）表6及び（4）表7～8に示す事業番号及び様式3の施設整備に関する事業番号と一致させること。また、様式3に示す施策のうち関連するものがあれば、合わせて番号を記入すること。

※2 広域連合、一部事務組合等については、欄外に構成する市町村を注記すること。

※3 実施しない事業の欄は削除して構わない。

※4 同一市施設の整備であっても、交付金を受ける事業主体ごとに記載する。

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	事業番号※1	施策の名称	施策の内容	実施主体	事業期間 交付期間		交付金の 要否	事業計画					備考
					開始	終了		平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	
発生抑制、 再使用の推進に 関するもの	11-1	生ごみの減量化	構堆肥化容器を購入する世帯に対する購入費の補助を継続。	構成市町村	H25	H29		事業実施					
	11-2	分別の徹底	さらなる分別の徹底を呼びかけ、ごみの減量化・資源化を促進する。	構成市町村	H25	H29		事業実施					
	11-3	集団回収の推進	構成市町村で実施している集団回収事業を継続し、資源回収の促進を図る。	構成市町村	H25	H29		事業実施					
	11-4	家庭系ごみの 有料化の検討	必要に応じてごみ有料化の導入を検討する。	構成市町村	H25	H29		事業実施					
	11-5	資源回収業者の確保	資源物が、回収業者に円滑に引き渡されるよう、必要に応じて業者との連絡・調整を行う。	構成市町村	H25	H29		事業実施					
	11-6	再資源化収集品目の拡大	再資源化及び減量化に効果があるものについては、分別収集品目の拡大を検討する。	構成市町村	H25	H29		事業実施					
	11-7	リユースの推進	再生品ストックヤードを活用し、再生利用可能な物の回収と住民への提供を行う。	構成市町村	H25	H29		事業実施					
	12-1	排出者責任の徹底	事業者に対して、排出者責任の徹底を周知する。	構成市町村	H25	H29		事業実施					
	12-2	事業系ごみの適正処理の推進	事業系ごみの適正処理のため、構成市町村と連携し、監視・指導を徹底する。	構成市町村	H25	H29		事業実施					
	12-3	多量排出事業者への適正処理 及び減量化指導	多量排出事業者に対して、ごみ減量化・資源化計画の作成を求め、実施状況を管理する。	構成市町村	H25	H29		事業実施					
	12-4	事業系ごみの排出抑制・資源化 の推進	事業所から排出される生ごみの減量化・資源化を促進するよう協力を呼びかける。	構成市町村	H25	H29		事業実施					
	12-5	適正な手数料の徴収	必要に応じて事業系廃棄物処理・処分手数料見直しを行い、適正な手数料を徴収する。	組合	H25	H29		事業実施					
	12-6	公共施設における減量化の 推進	公共施設は、他の事業所のモデルとなるべく、自ら率先して資源化、減量化に取り組む。	構成市町村	H25	H29		事業実施					
	処理体制の 構築、変更に関 するもの	13-1	パートナーシップの形成	廃棄物減量等推進審議会、減量等推進員制度の組織作りと推進体制を整備する。	組合	H25	H29		事業実施				
13-2		住民・事業者への意識啓発 及び情報提供	住民及び事業者に対し、ごみの減量化・資源化への意識啓発や情報提供を実施する。	構成市町村	H25	H29		事業実施					
13-3		買い物袋・買い物かご持参 運動	3R 行動の実践を呼びかけ、商品購入段階からのごみの排出抑制を推進する。	構成市町村	H25	H29		事業実施					
13-4		環境教育・環境学習の推進	ごみに関する学び、実践する生涯学習としての取り組みを推進する。	構成市町村	H25	H29		事業実施					
14-1		生活排水の適正処理の 推進	計画的な収集運搬の実施と受入体制等の検討を行い適正な処理を実施する。	組合	H25	H29		事業実施					
14-2		し尿及び浄化槽汚泥収集運搬 計画	し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬量減少を鑑み、適正な収集運搬体制見直しの検討を行う。	組合	H25	H29		事業実施					
処理施設の 整備、変更に関 するもの	21	家庭系ごみ	分別の徹底を推進し、焼却残渣率や最終処分率の低減を目指す。	構成市町村	H25	H29		事業実施					
	22	事業系ごみ	適正な処理手数料を徴収し、適正処理を実施していく。	組合	H25	H29		事業実施					
	23	生活排水処理	公共下水道及び集落排水処理施設への接続の推進、その他区域の合併処理浄化槽転換の推進。	組合	H25	H29		事業実施					
処理施設の 整備に 関するもの	1	ごみ焼却施設 基幹改良工事	186k1/日	組合	H27	H28	○	事業実施					
	2	し尿処理施設 基幹改良工事	193k1/日	組合	H28	H29	○	事業実施					
廃棄物処理施設 における 長寿命化計画 策定支援事業	31	ごみ焼却施設基幹改良工事に 係る長寿命化計画策定業務	長寿命化計画の策定	組合	H25	H25	○	事業実施					
	32	し尿処理施設基幹改良工事に 係る長寿命化計画策定業務	長寿命化計画の策定	組合	H25	H25	○	事業実施					
施設整備に 係る計画 支援に 関するもの	33	ごみ焼却施設基幹改良工事に 係る事業者選定アドバイザー 業務	事業者選定支援	組合	H25	H26	○	事業実施					
	34	し尿処理施設基幹改良工事に 係る事業者選定アドバイザー 業務	事業者選定支援	組合	H27	H27	○	事業実施					
その他	51	災害廃棄物への対応（大規模 災害を除く）	自然災害により一時的に多量に排出されるごみの処理について、構成市町村と連携してその適正な処理を図る。	組合	H25	H29		事業実施					
	52	家電のリサイクルに関する 普及啓発	家電のリサイクルについて、構成市町村や関連団体などと協力して普及啓発を行う。	組合	H25	H29		事業実施					
	53	不法投棄防止の推進	岩手県、構成市町村、警察等と連携を強化し、不法投棄防止に向けて監視体制の強化を図る。	組合	H25	H29		事業実施					
	54	在宅医療廃棄物	高齢化社会に備え、関係機関と協議しながら、在宅医療廃棄物の適正処理方法を検討する。	組合	H25	H29		事業実施					
	55	震災廃棄物の処理	東日本大震災に伴う大量の震災廃棄物の処理を、県、周辺市町村及び構成市町村と連携を図りながら適正に処理していく。	組合	H25	H29		事業実施					

※1 処理施設の整備に係る事業番号については、計画本文3（3）表6及び（4）表7～8に事業番号及び様式2の事業番号と一致させること。

施設概要（熱回収施設系）

都道府県名

岩手県

(1) 事業主体名	宮古地区広域行政組合
(2) 施設名称	宮古清掃センター
(3) 工期	平成27年度 ～ 平成28年度
(4) 施設規模	処理能力 186 t/日 (93 t/日 × 2 炉)
(5) 形式及び処理方式	全連続燃焼式流動床式焼却炉
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 <input checked="" type="radio"/> 有 (発電効率 %) ・ <input type="radio"/> 無 2. 熱回収の有無 <input checked="" type="radio"/> 有 (熱回収率 %) ・ <input type="radio"/> 無
(7) 地域計画内の役割	一般廃棄物の適正処理 CO ₂ 削減率3%以上
(8) 廃焼却施設解体 工事の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>

「灰溶融施設」を設置する場合

(9) スラグの利用計画	
--------------	--

「高効率原燃料回収施設」を整備する場合

(10) 発生ガス回収効率 及び発生ガス量	
(11) 回収ガスの利用計画	

(12) 事業計画額	2,725,876 (千円)
------------	----------------

施設概要（し尿処理施設系）

都道府県名

岩手県

(1) 事業主体名	宮古地区広域行政組合
(2) 施設名称	宮古衛生処理センター及び第2衛生処理場
(3) 工期	平成28年度 ～ 平成29年度
(4) 施設規模	処理能力 193 k l /日
(5) 形式及び処理方式	標準脱窒素処理方式+高度処理設備
(6) 地域計画内の役割	し尿・浄化槽汚泥の適正処理 CO ₂ 削減率3%以上
(7) 廃焼却施設解体 工事の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>

「汚泥再生処理センター」を整備する場合

(8) 資源化の方法	
(9) 資源化物の利用計画	

「コミュニティ・プラント」を整備する場合

(10) 計画処理人口及び面積	
(11) 計画地域の性格	

(12) 事業計画額	1,112,919 (千円)
------------	----------------

長 寿 命 化 計 画 概 要 (1 / 2)

都道府県名 岩手県

(1) 事業主体名	宮古地区広域行政組合
(2) 事業目的	ごみ焼却施設基幹改良工事のため
(3) 事業名称	長寿命化計画策定
(4) 事業期間	平成25年度
(5) 事業概要	・長寿命化計画の策定

(6) 事業計画額	7,000(千円)
-----------	-----------

長 寿 命 化 計 画 概 要 (2 / 2)

都道府県名 岩手県

(1) 事業主体名	宮古地区広域行政組合
(2) 事業目的	し尿処理施設基幹改良工事のため
(3) 事業名称	長寿命化計画
(4) 事業期間	平成25年度
(5) 事業概要	・長寿命化計画の策定

(6) 事業計画額	6,000(千円)
-----------	-----------

計 画 支 援 概 要 (1 / 2)

都道府県名 岩手県

(1) 事業主体名	宮古地区広域行政組合
(2) 事業目的	ごみ焼却施設基幹改良工事の事業者選定のため
(3) 事業名称	事業者選定アドバイザー
(4) 事業期間	平成25年度 ～ 平成26年度
(5) 事業概要	・ 基幹改良工事に係る事業者選定支援

(6) 事業計画額	14,315(千円)
-----------	------------

計 画 支 援 概 要 (2 / 2)

都道府県名 岩手県

(1) 事業主体名	宮古地区広域行政組合
(2) 事業目的	し尿処理施設基幹改良工事の事業者選定のため
(3) 事業名称	事業者選定アドバイザー
(4) 事業期間	平成27年度
(5) 事業概要	・基幹改良工事に係る事業者選定支援
(6) 事業計画額	9,807(千円)

■参考図①：人口・ごみ量・リサイクル率・生活排水処理人口の推移

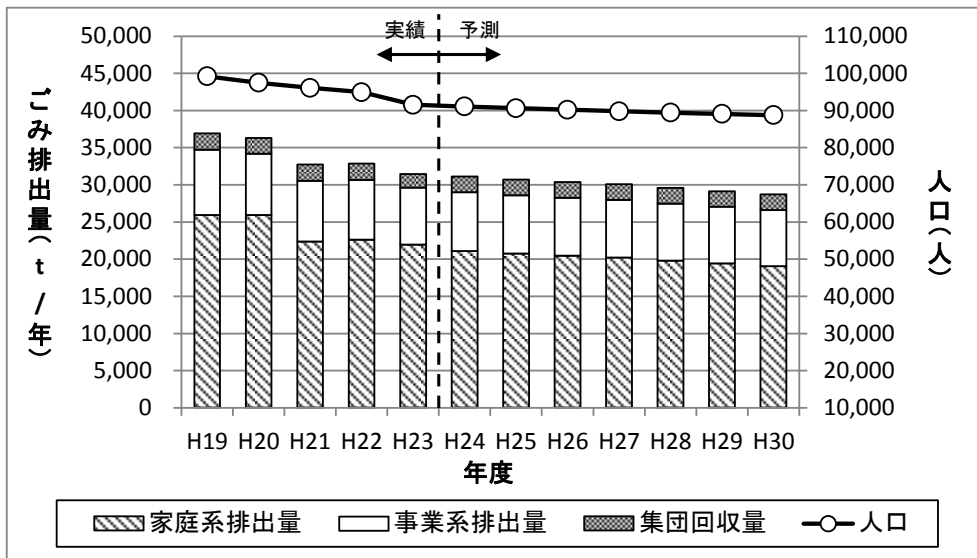


図4 ごみ排出量及び人口の推移

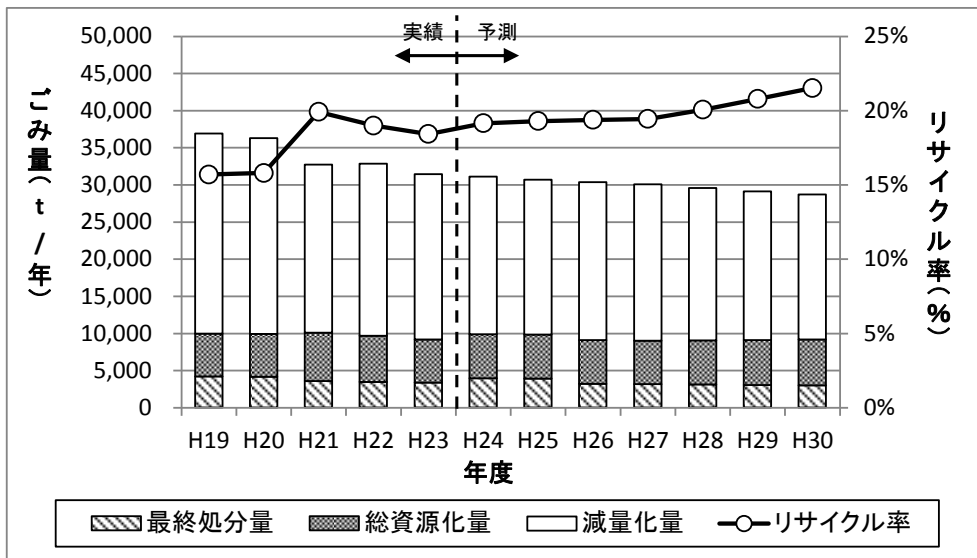


図5 ごみ処理量及びリサイクル率の推移

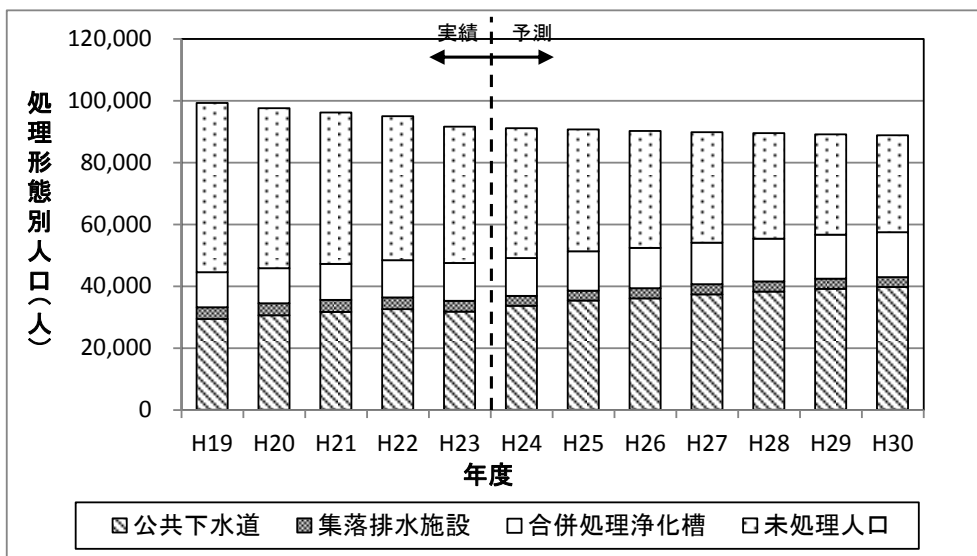


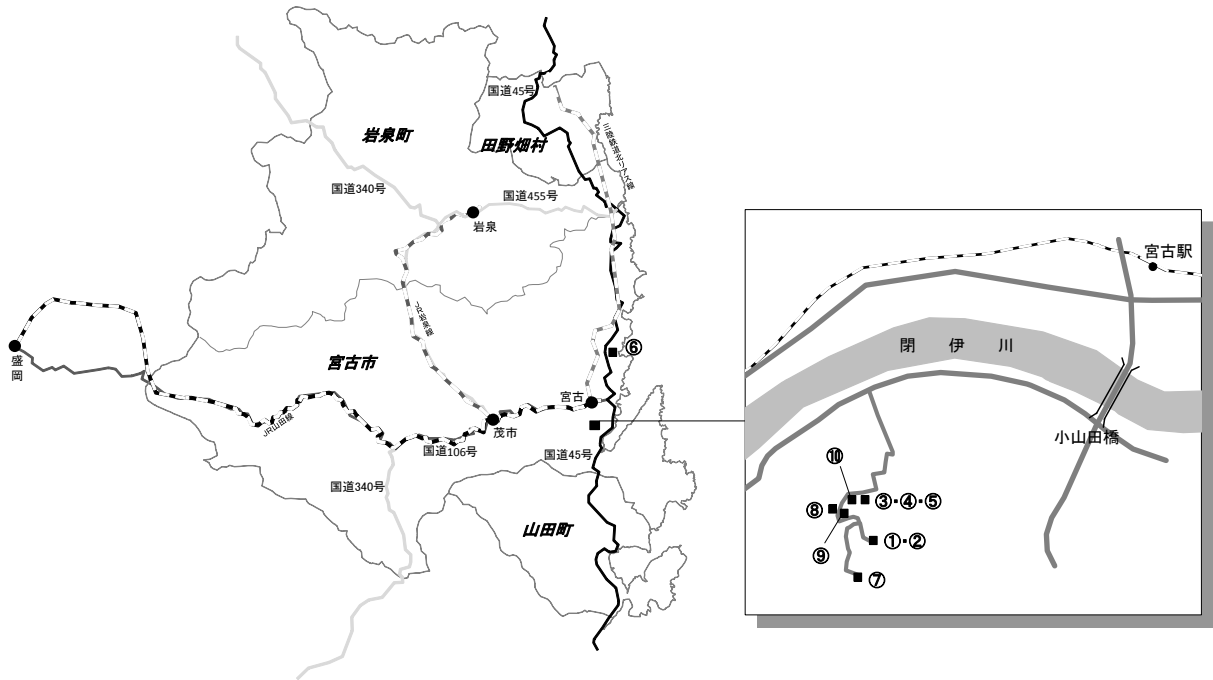
図6 生活排水処理形態別人口の推移

■参考図②：対象地域



図7 対象地域図

■ 参考図③：既存施設等の位置・概要



名称	① 宮古清掃センター
種類	ごみ焼却施設
処理対象	可燃ごみ
施設規模	186 t/日 (93 t/日×2炉)
処理方式	流動床式焼却炉
所在地	宮古市小山田第2地割110番地
竣工	平成6年7月

名称	⑥ 再生品ストックヤード
種類	リサイクルセンター
処理対象	粗大ごみ (リユース品)
延床面積	2,781.10 m ²
処理方式	保管
所在地	宮古市崎山第6地割122番地1
竣工	平成24年3月

名称	② 汚泥混焼施設
種類	汚泥混焼施設
処理対象	下水汚泥、浄化槽汚泥、し尿汚泥
施設規模	21.5 m ³ ×2基
処理方式	圧送
所在地	宮古市小山田第2地割110番地
竣工	平成11年3月

名称	⑦ 一般廃棄物最終処分場
種類	最終処分場
処理対象	不燃ごみ、焼却灰、不燃残渣
施設規模	500,600 m ³ (浸出液処理施設 125 m ³ /日)
処理方式	セル&サンドイッチ方式
所在地	宮古市千徳第14地割
竣工	昭和60年3月

名称	③ みやこ広域リサイクルセンター
種類	リサイクルセンター
処理対象	びん、缶、ペットボトル
施設規模	8 t/5 h
処理方式	選別・圧縮・梱包
所在地	宮古市小山田第2地割102番地
竣工	平成14年3月

名称	⑧ 宮古衛生処理センター
種類	し尿処理施設
処理対象	し尿及び浄化槽汚泥
施設規模	135 kL/日 (一部193 kL/日)
処理方式	標準脱窒素処理方式+高度処理設備
所在地	宮古市千徳第14地割121-5
竣工	昭和63年11月

名称	④ 第2リサイクルセンター
種類	リサイクルセンター
処理対象	紙製容器包装、プラ製容器包装、白色トレイ
施設規模	9 t/5 h
処理方式	選別・圧縮・梱包
所在地	宮古市小山田第2地割102番地
竣工	平成21年3月

名称	⑨ 第2衛生処理場
種類	し尿処理施設
処理対象	し尿及び浄化槽汚泥
施設規模	58 kL/日
処理方式	標準脱窒素処理方式
所在地	宮古市千徳第14地割121-5
竣工	平成11年3月

名称	⑤ 資源物保管庫
種類	リサイクルセンター
処理対象	新聞、雑誌、段ボール、紙バック、リターナブルびん
延床面積	443.42 m ²
処理方式	保管
所在地	宮古市小山田第2地割102番地
竣工	平成14年3月

名称	⑩ 予備貯留槽
種類	し尿処理施設
処理対象	し尿及び浄化槽汚泥
施設規模	500 m ³ (270 m ³ +230 m ³)
処理方式	
所在地	宮古市千徳第14地割121-5
竣工	平成7年9月

図8 既存施設の位置・概要